

市営住宅随時募集要項

〔抽選で申込みのなかった住宅を随時受付しています〕

1 申込受付時間等

(1) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分まで(土・日・祝祭日は除く)

(2) 受付場所

福島市役所住宅政策課(6階)

2 募集住宅

別紙「随時募集住宅一覧表」のとおり

3 申込み方法

(1) 入居申込書に必要書類を添付し、住宅政策課窓口にご持参ください。

(郵送での申込みはできません。)

(2) 必要書類について、申込み前に必ず住宅政策課にご確認ください。

(3) 募集住宅への申込み状況については、住宅政策課へお問い合わせください。

4 入居予定者決定方法

申込み資格及び必要書類が整った方から申込み順に入居予定者を決定します。

※入居予定者が決定した場合、受付を終了しますので、入居辞退されることのないようお申込みください。

5 入居資格

(1) 同居親族があること。ただし、以下に該当する方は単身でも入居することができます。

(単身の方の申込みは、単身世帯向け住宅に限る)

① 満60歳以上の方

② 身体障害者手帳1～4級をお持ちの方

③ 精神障害者手帳1～3級をお持ちの方または同程度の療育手帳をお持ちの方

④ 生活保護を受給している方 等

※夫婦別居など家族を不自然に分割しての申込みはできません。

※③に該当する方は、入居資格等に該当するかどうか事前確認が必要になります。

(2) 世帯の所得月額が規定の収入基準内であること。(収入基準及び計算方法は次のとおり)

① 収入基準

市営住宅に入居できる所得月額(※1)の基準は次のとおりです。

一般世帯	申込世帯の所得月額が、158,000円までの方
裁量世帯(※2)	申込世帯の所得月額が、214,000円までの方

※1 所得月額とは、世帯の年収から計算により求める金額で、手取りや額面とは違います。
計算方法については住宅政策課へお問い合わせください。

※2 裁量世帯とは、次に該当する世帯となります。

(裁量世帯)

高齢者世帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族の全員が「18歳未満または60歳以上」である世帯
障害者世帯	身体障害者手帳の交付を受けている1～4級までの身体障害者の方、1～3級の精神障害者または同程度の知的障害者の方がいる世帯
子育て世帯	小学校就学前の子どもがいる世帯

所得月額の計算方法

$$\text{所得月額} = \frac{\text{給与所得控除後の金額} - [\text{扶養控除}(38\text{万円} \times \text{扶養親族数}) + \text{特別控除}^{\ast}]}{12(\text{か月})}$$

※特別控除の種類 障害者控除、寡婦(寡夫)控除、老人扶養親族控除、特定扶養親族控除など。

(3) 現在、住宅に困窮していること。

※入居申込者及び同居予定者の名義で建物を所有している方は申込みできません。

(4) 現在、公営住宅に入居していないこと。

(5) 市町村税の滞納がないこと。

※分納中の方は申込みできません。同居予定者も含みます。

(6) 過去において市営住宅に入居したことのある方は、現在その時の家賃等の未納がないこと、または市営住宅を退去させられたことがないこと。

(7) 入居される際、規定の家賃及び駐車場使用料を納入し、連帯保証人が得られる又は市指定の債務保証事業者と債務保証契約を結ぶことができること。

(連帯保証人の条件)

・市町村税を滞納していない方、かつ、住民税・固定資産税の両方もしくは一方が課税されている方

・公営住宅(県営住宅、市営住宅等)に入居していない方

・過去10年以内に市営住宅を退去させられたことがない方

・日本国籍を有する方 等

(8) 暴力団員でないこと。

(9) 別に定める「福島市営住宅等入居に関する誓約事項」について遵守することを誓約すること。(家賃を滞納しない、ペットを飼育・餌付け・一時預かりしない等)

6 家賃

「随時募集住宅一覧表」のとおり

7 入居手続き

入居申込み後、住宅政策課で書類審査を行い、結果を電話で連絡します。

入居を許可された方は入居許可日より10日以内に次の手続きを完了してください。

(1) 請書・誓約書の提出

(2) 連帯保証人の覚書の提出

(3) 連帯保証人1名の印鑑証明書及び納税証明書の提出

- ※債務保証事業者利用の場合は(2)、(3)に代わり債務保証申込書・契約書・初回保証委料
- (4) 家賃の納入(入居手続きが完了した日より入居月末日までの日割り金額)
(駐車場を使用される場合は、駐車場使用料の日割り金額も併せて納入)

8 入居

- (1) 入居を許可された方は、入居手続き完了の日から15日以内に入居してください。
- (2) 入居後、14日以内に新しい住所地の住民票(世帯全員)を住宅政策課へご提出ください。

9 駐車場

(1) 駐車場設置団地

- ① 「随時募集住宅一覧表」の駐車場有の団地については、有料駐車場を設置しています。
- ② 1世帯1区画のみ使用することができます。使用料は月額2,300円です。
- ③ 駐車スペースに限りがあるため、車体の大きさに制限(長さ4.9m、幅1.8m以内)があります。
- ④ 駐車場を使用するときは、団地入居者で構成する駐車場管理会に加入していただきます。

(2) 駐車場未設置団地

「随時募集住宅一覧表」の駐車場『無』の団地については、駐車場がありません。車を利用される方は、各自で駐車場を手配してください。また、車庫証明等の発行はできませんのでご注意ください。

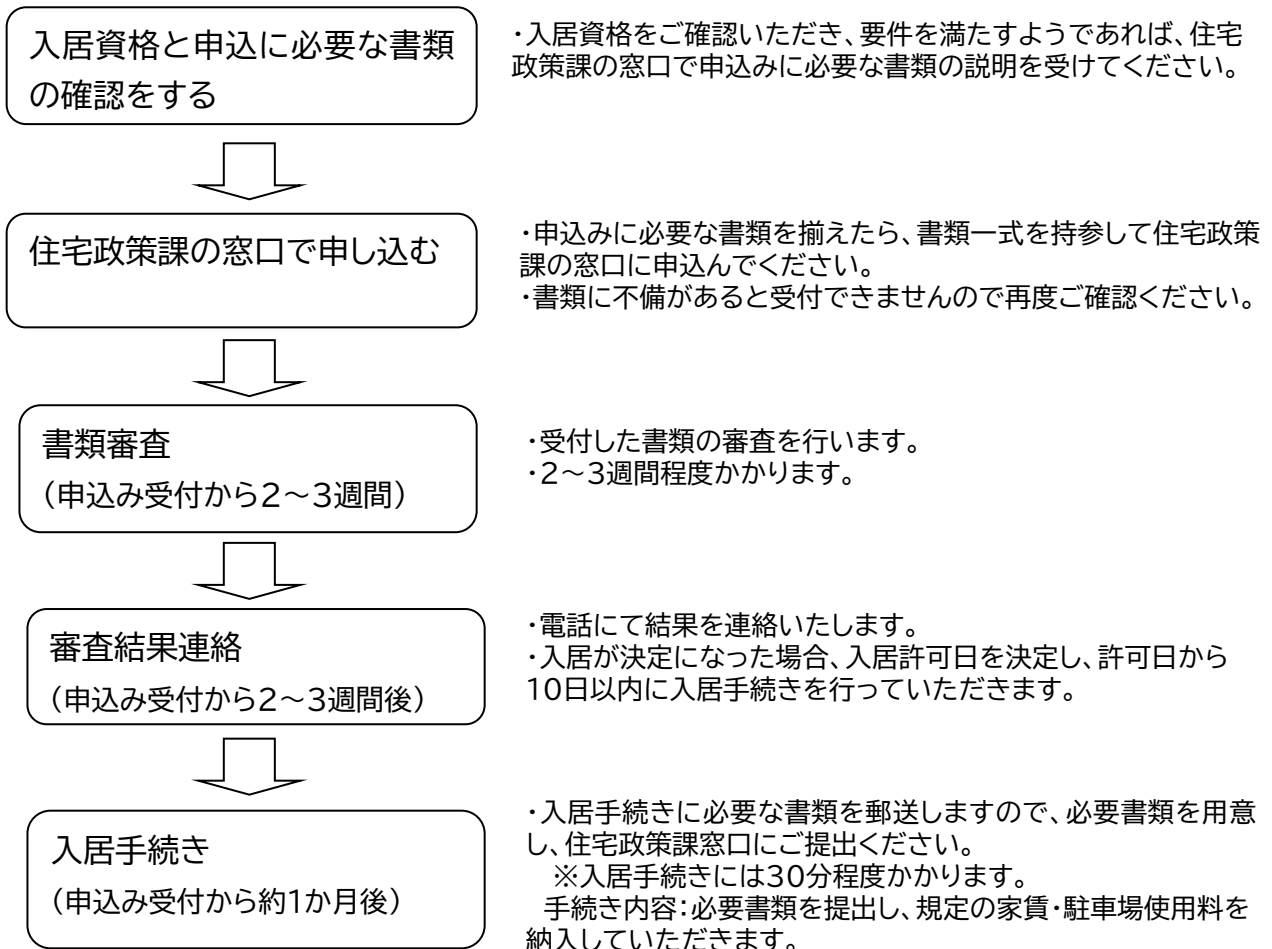
10 入居申込みにあたっての注意事項

- (1) 必ずご本人または同居される方が入居申込みをしてください。
- (2) 別紙「随時募集住宅一覧表」中、「一般世帯向住宅」は入居される方が2名以上で、その家族構成が夫婦または親子を主体とした家族を対象としています。また、「単身世帯向住宅」は一般世帯の方も申込みすることができます。
- (3) 原則、婚約中の方は入居申込みできませんが、入居許可日までに入籍される場合は入居申込みを受付けます。
- (4) 浴室には、浴槽・風呂釜はありません。自己負担でご準備してください。
- (5) 照明、瞬間湯沸器、ガスコンロ、エアコン、網戸等の設備はありません。入居者の方に準備していただきます。
- (6) 入居決定後、辞退することのないよう、十分ご検討のうえお申込みください。

11 入居にあたっての注意事項

- (1) 市営住宅では、皆さんに明るく住みよい団地生活を送っていただくため、各団地に自治会や駐車場管理会が組織されており、入居後は加入くださるようお願いいたします。また、自治会費(共益費)の負担もあります。
- (2) 自治会で行う清掃活動等の活動にご協力いただくようになります。
- (3) 犬、猫、その他の動物の飼育(餌付けを含む)はできません。(盲導犬を除く)

12 入居申込みから入居までのスケジュール



13 退去について

退去する際は、畳の表替え・襖の張り替え・鍵を3本揃える・その他指示された修繕を行っていただきます。

＝お問い合わせ＝

福島市役所住宅政策課市営住宅係

福島市五老内町3-1

電話024-535-1111(内線4174~4176)

024-525-3757(直通)